

令和6年度射水市障がい者虐待防止ネットワーク会議議事録

開催日時 令和6年11月29日(金)午前10時~午前10時45分

開催場所 市役所本庁舎3階302会議室

議題(事務局説明項目)

(1) 令和5年度射水市障がい者虐待防止センター事業報告 資料1

事例報告(1件)

(2) 令和6年度射水市障がい者虐待防止センター事業の進捗状況について 資料2

質疑応答内容

(1) 令和5年度射水市障がい者虐待防止センター事業報告

通報・事例報告

委員 : 事例報告の被虐待者が障害年金2級であるが、年金額はいくらか。

事務局: 月額6万5千円くらいである。

委員 : 入院費は障害年金で賄われていると思うが、家族は自宅で本人と暮らしたい、本人はグループホームに入居したいという希望でよいか。

事務局: 本人は状態に波があり、退院してグループホームに入居したい、また自宅へ帰りたいとの発言がその時々で変わる。本人の体調が落ち着き、今後どのように生活していきたいか関係機関で話し合う必要がある。

会長 : 年金は本人のために使われているのか。疑うわけではないが、経済的虐待について、分かっている情報があるか。

事務局: 家庭環境としては、家族は働いており、一定程度の収入があるので、本人の収入を当てにしている状況ではない。

会長 : それでは、この経済的虐待というのは、本人の意思に反して自由にお金を使えないところで、経済的に虐待を受けているということである。

委員 : この事例者がグループホームに入居しない場合、退院した時にいろいろな支援者がかかわる必要があると思う。この事案は相談継続となっているが、どのような状態になった場合に対応終了となるのか。

事務局：退院後の生活の中で、虐待発生の恐れがない支援に移った際に、対応終了という形になると考えている。

副会長：この事案は経済的虐待から始まっているが、根底にあるのは家族間の問題である。病院のワーカーも関わり、警察事案にもなっているため、虐待対応終了判断は、関係者間の話し合いを積み上げていくことが必要である。多方面にわたることから、今年度から市で実施している重層的支援体制事業の事案になるのではないかと、次のステージにすすむ際、最終結論を出すときには、この事業での話し合いが必要になると思われる。

会長：継続的に見守りが必要なケースであることには間違いない。グループホーム入居の話もあるが、本人の意向をまず大切にしていかななくてはいけない。また、虐待状況を作らない様に外部とのかかわりを絶やさないと、いろんな手段があるので、継続的に支援をすすめてほしい。

(2) 令和6年度射水市障がい者虐待防止センター事業の進捗状況について

副会長：成年後見制度の利用支援が毎月開催されているが、国の施策の中で、孤独孤立防止が打ち出され、財産問題や経済的虐待や人権保護の話が出てきている。令和5年度市の相談会での年齢別の利用実績を聞かせてほしい。

事務局：65歳未満の方は2名、65歳から69歳が3名、70歳から74歳までが2名、80歳から84歳までが5名、85歳から89歳までが3名、90歳以上の方が2名であり、高齢者の相談が多い状況である。

委員：障がい者の親が亡くなった場合が心配で後見制度を検討している方もいる。最高裁では、親族後見が最も適しているという見解がでていて、市民後見人もボランティアで協力活動をしていると思うが、親族後見について、何か意見があったら教えてほしい。

事務局：成年後見の申立については、市で相談を受けて市長申立をしているケースもあるが、親族関係がうまくいっているケースについては、市で把握をしないでそれぞれの家庭で申立をして、親族の方が後見になっている方がたくさんおられる。市で相談を受けるのは、親族関係がうまくいっておらず、申立自体を親族で出来ないか、親族がいない状況になる。そのため、市で相談を受けて市長申立をしているケースについては、ほとんどが専門職の後見になっている。親族後見がよいのか専門職の後見がよいのかについては、当事者やその親族関係状況にもよる

ので、話を聞きながら適切な形を検討していくことになる。

委員：後見人は、最終的に家庭裁判所が選任するので、親族間に紛争があるかなどを確認して、親族で出来ない裁判所が判断した場合、市民後見や第三者専門職が入る流れになる。また、財産を多く持っている場合も、親族に問題がないと判断されても専門職がつき、信託を利用して専門職は一時的に関わって、日常生活は親族に見てもらおう流れに現在なっている。身寄りがない方や、親族はいるが面倒を見てもらえないような方については、市の支援の対象となると思うので、このようなセーフティーネットがあって対応していることは素晴らしいことだと思う。

委員：今回の事例と同じようなケースに関わったことがある。一人がグループホームに入居することで、家庭内のトラブルはなくなったが、家族関係がバラバラとなり、生活不安を訴えマネジメントが必要になったという課題を残した。虐待防止の視点でいけば、分離することで問題はなくなるが、家族機能の維持に関しては問題が残るため、重層的支援体制事業で関わっていく体制を作っていく必要はないと思う。

会長：簡単に分離するだけではなく、家族ソーシャルワークが必要になってくるといった意見をいただき、私もそのとおりだと感じた。